

# 被災農地再生支援事業 〈復興・サポート事業〉

復興基金活用事業  
H29年度～R4年度

○東日本大震災の津波による被災農地の再生を通じて農業の創造的復興を実現するため、国庫補助事業において対応に限界のある石礫の除去及び園芸作物作付け地の地力回復について取組を行う生産組合等へ緊急に補助を行うもの。

## 現状

東日本大震災の津波により被災した農地の復旧にあたっては、災害復旧事業等の事業の完了を早め、早期に営農再開ができるように、通常では用いない礫混じりの山土を全層に施工し対応してきた。その結果、農地引渡となり営農再開となったものの①礫が混じることにより農業用機械が破損したり、②農地の地力が低くなり農作物の生育が不良になるといった課題が発生している。

## 課題

①農地引渡後に出現した石礫の除去については災害復旧事業等では対応できない。

②農地引渡後、著しく収量が低下するほ場(想定されるほ場)では、1地区1年限りで東日本対策交付金(農地生産性回復)により堆肥等施用を行っている。しかし、1年限りでは、被災前の収量にまでに回復はしていない。特に、園芸作物では継続的な施用が必要。

## 支援内容

補助対象事業	対象となる農地	補助率	利用上限
①石礫除去対策事業 (執行委任:農村整備課)	津波により被災した農地	事業費の1/2以内。ただし、県補助額の上限は18千円/10a。	同一ほ場に対し1年限り
②園芸農地再生支援事業 (みやぎ米推進課)	津波に被災した農地のうち園芸作物を作付けする農地	事業費の1/2以内。ただし、県補助額の上限は28千円/10a。	同一ほ場に対し最大2か年連続可。

## 事業イメージ

対策事業	復旧工事完了年	～平成28年度	1年目 平成29年度	2年目 平成30年度	3年目 令和元年度	4年目 令和2年度	5年目 令和3年度	6年目 令和4年度
①石礫除去対策事業	災害復旧事業(国庫)等		→	→	→	→	→	→
②園芸農地再生支援事業	災害復旧事業(国庫)等	東日本対策交付金(農地生産性回復)	東日本対策交付金(農地生産性回復)	東日本対策交付金(農地生産性回復)	東日本対策交付金(農地生産性回復)	東日本対策交付金(農地生産性回復)		

※ 東日本対策交付金とは、東日本大震災農業生産対策交付金をいう。